

坂井市告示第 216 号

坂井市全天候型子どもの遊び場整備事業に係る、施設の管理運営事業を委託する業者の選定プロポーザルを実施する旨を公告する。

令和 7 年 7 月 22 日

坂井市長 池田 禎孝

記

1 事業の名称

坂井市全天候型子どもの遊び場整備事業

2 プロポーザルの名称

(仮称) 坂井市屋内遊戯施設管理運営業務プロポーザル

3 目的

坂井市全天候型子どもの遊び場整備事業(仮称)坂井市屋内遊戯施設管理運営業務に関する最優秀提案者を決定し、坂井市財務規則、その他関係法令に基づき次の事項について契約を締結する。

ただし、本プロポーザルは、当該業務受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも受託者の提案内容に沿って実施するものではない。

(1) 業務名 (仮称) 坂井市屋内遊戯施設管理運営業務

(2) 業務内容

受託者が行う業務は次の通りとし、業務の詳細は「(仮称) 坂井市屋内遊戯施設管理運営業務仕様書」(以下、「業務仕様書」という。)に記載のとおりとする。

- ア 本施設の開館準備・開館記念イベント運営業務(令和7年度のみ)
- イ 遊具及び玩具を活用した遊び場を提供する事業の実施に関する業務
- ウ 利用者の安全確保に関する業務
- エ 本施設の点検、整理、清掃、安全管理、修繕その他の維持管理に関する業務
- オ 利用促進に関する業務
- カ 本施設の利用の許可等に関する業務
- キ 本施設の管理協力費(以下、「利用料」という。)の收受等に関する業務
- ク 本施設の利便性向上に関する業務
- ケ 隣接又は周辺公共施設との連携に関する業務
- コ その他、坂井市(以下、「委託者」という。)が定める業務

4 プロポーザルの方式

公募型の提案競技方式（公募型プロポーザル方式）

5 主催者及び事務局

主催者：坂井市

事務局：坂井市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課

TEL： 0776-50-3162（直通） FAX： 0776-66-2935（代表）

E-mail： gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp

HP： <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/>

6 プロポーザルの日程

事務内容	期間・期日（令和7年）	
① 手続き開始の公告	令和7年7月22日（火）	
② 実施要項等の配布	令和7年7月22日（火）～令和7年7月31日（木）	10日
③ 質疑書受付	令和7年7月22日（火）～令和7年7月30日（水）	9日
④ 質疑回答（市ホームページ上）	令和7年7月23日（水）～令和7年7月31日（木）	9日
⑤ 参加意思表明書提出期間	令和7年7月22日（火）～令和7年7月31日（木）	10日
⑥ 参加資格審査実施（1次審査）	令和7年7月23日（水）～令和7年7月31日（木）	9日
⑦ 参加資格決定通知書交付	令和7年8月6日（水）	
⑧ 企画提案書提出期間	令和7年8月12日（火）～令和7年8月22日（金）	11日
⑨ 提案内容審査（2次審査）	令和7年9月5日（金）	1日
⑩ 審査結果通知書交付	令和7年9月12日（金）	
⑪ 契約締結	令和7年9月中旬	

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- （1）参加者は、福井県内に本社、支社、支店、営業所のいずれかを有すること。なお、同一企業の本社、支社、支店、営業所での重複参加は認めない。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- （3）参加意思表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始もしくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- （4）参加意思表明書の提出日において、中央官庁及び地方公共団体から指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- （5）最近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税の滞納が無いこと。
- （6）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第1項第2号に規定する暴力団（以下、「暴力

団」という。)、又は次に掲げる者(次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後5年を経過しない者を含む。))が経営、運営に関係していないこと。

ア 役員等が暴力団対策法第2条第1項第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているもの。

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて、企画提案に参加しようとする者。

(7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(8) 参加者は、本事業を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、信用等を備え、と共に、以下の要件を充たすこと。

【参加者の要件】

(1) 過去10年間(平成27年～令和6年)に、遊戯施設又は類似施設の管理運営業務を請け負った実績を有すること。なお、JVとしての実績も可とする。

※ 類似施設 … 複合施設内の遊戯場、児童福祉施設、児童館 など

8 参加不適格者

次の者は本プロポーザルに参加できない。また、参加者は、本プロポーザルに関し、次の者から直接又は間接的に支援を受けることはできない。

(1) 審査委員会の委員

(2) 坂井市議会議員

(3) 坂井市職員

(4) 前記の者の同居家族及びこの者が自ら主宰し、実質的に関係する組織、団体等の者

9 本プロポーザルの詳細

坂井市の公式ホームページに掲載する「坂井市全天候型子どもの遊び場整備事業(仮称)坂井市屋内遊戯施設管理運営業務プロポーザル実施要領」等を参照のこと。